

今回の改正銀行法案について

2017年3月14日
(一社)新経済連盟

(総論)

- 当連盟としては、昨年7月に、今後の方向性を提言済み(提言は別紙)。
 - ・ FinTech 推進施策の基本的な考え方として3つのミッションを提唱
 - 低コストでセキュアなユーザ本位のサービスの実現
 - 経済成長を後押しする新しいお金の流れの実現
 - 全ての人にとって使いやすい金融インフラ・行政の実現
 - ・ 具体的なKPI(キャッシュレス比率、企業のバックオフィスのクラウド化など)を提案
- 今回の制度改正の議論をきっかけとして、銀行側もAPI開放の方針を相次いで打ち出すなど変化が生まれていることを評価。その意味で、今回の法案は、FinTech 推進に向かうための大きな一助となる法案となるものと認識。
ただし、以下の点は、政令・規則・ガイドラインでの整備や実運用での配慮を希望。

(各論)

- 今回の法案は、イノベーションを促進し、ニューエコノミーを促進するべきためのものであり、その観点からは、規制の対象・範囲・態様は目的に照らして必要最小限であるべき。
- 『電子決済等代行業』の範囲(第2条第17項関係)
 - ・ 収納代行等現状で問題なく実施されている電子商取引に関連する既存のサービスや、アプリを活用したサービスが広く含まれることがないように十分留意すべき。
- 『電子決済等代行業者』の登録要件等(第52条の61の5関係等)
 - ・ ベンチャー企業の参入の障壁となるような事態は避けるべきであり、財務要件、業務体制要件は必要最低限とすべき。
 - ・ 更新系と参照系でのリスクに応じた規制の書き分けも政令・規則レベルで考慮すべき。

■『電子決済等代行業者』への監督規定(第52条の61の14及び第52条の61の15関係)

- ・報告徴収・立入り検査の対象として、『電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に関して取引する者』が挙げられている。実運用に当たって必要最小限な範囲へのものとなるように留意すべき。

■法案の審議と一体で議論を加速化すべき事項

- ・二重規制とならないように、電子決済等代行業と銀行代理業との整理をガイドライン等で明確にすべき。

以 上